

議案

令和5年度財政融資資金運用計画の一部変更について

議案第一号

令和6年度を償還期限とする財政融資資金の短期貸付けを行う必要が生じたため、令和5年度における財政融資資金運用計画について、下記のとおり変更する。

記

1. 貸付先及び貸付予定額

- | | |
|---------------------|----------|
| (1) 交付税及び譲与税配付金特別会計 | 48,305億円 |
| (2) 年金特別会計 | 14,348億円 |

2. 貸付条件

- | | |
|----------|---|
| (1) 貸付利率 | 国債の利回りを基準として財務大臣が毎月定める利率 |
| (2) 償還期限 | ・ 交付税及び譲与税配付金特別会計 1か月以内
・ 年金特別会計 1か月以内 |
| (3) 違約金 | 貸付金について、元利金の延滞があったときは、元利金支払期日の翌日から延滞元利金支払の当日まで延滞金額につき年10%の割合の違約金を徴収するものとする。 |

議案第二号

令和5年度における財政融資資金運用計画について、下記のとおり変更する。

記

(単位：億円)

機 関 名	現計画	追 加	追加後計画
地方公共団体	33,252	1,237	34,489

議案關係說明資料

(1) 議案第 1 号關係

I. 交付税及び譲与税配付金特別会計に対する年度越し短期貸付について①

1. 経緯

(1) 借入金の発生(昭和39年～)

交付税特会は、地方公共団体に対して、国税の一定割合等を財源として地方交付税及び地方譲与税を配分。財源が不足する場合、借入金により補てん。

(2) 借入金の増加(平成4年～)

バブル崩壊以降、税収の落ち込み等を背景にした地方財源不足から、借入金が増加。

＜平成18年度末借入金残高＞ 52兆2,821億円

うち国負担分 : 財融 18兆6,648億円

地方負担分 : 財融 11兆3,348億円

民間 22兆2,824億円

2. 現状

平成22年度末の借入金残高33兆6,173億円について償還計画に基づき償還。

＜償還実績＞

(単位：億円)

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	合計
年間償還額	1,000	1,000	1,000	2,000	3,000	4,000	4,000	4,000	4,050	2,500	8,500	5,000	10,000	50,050

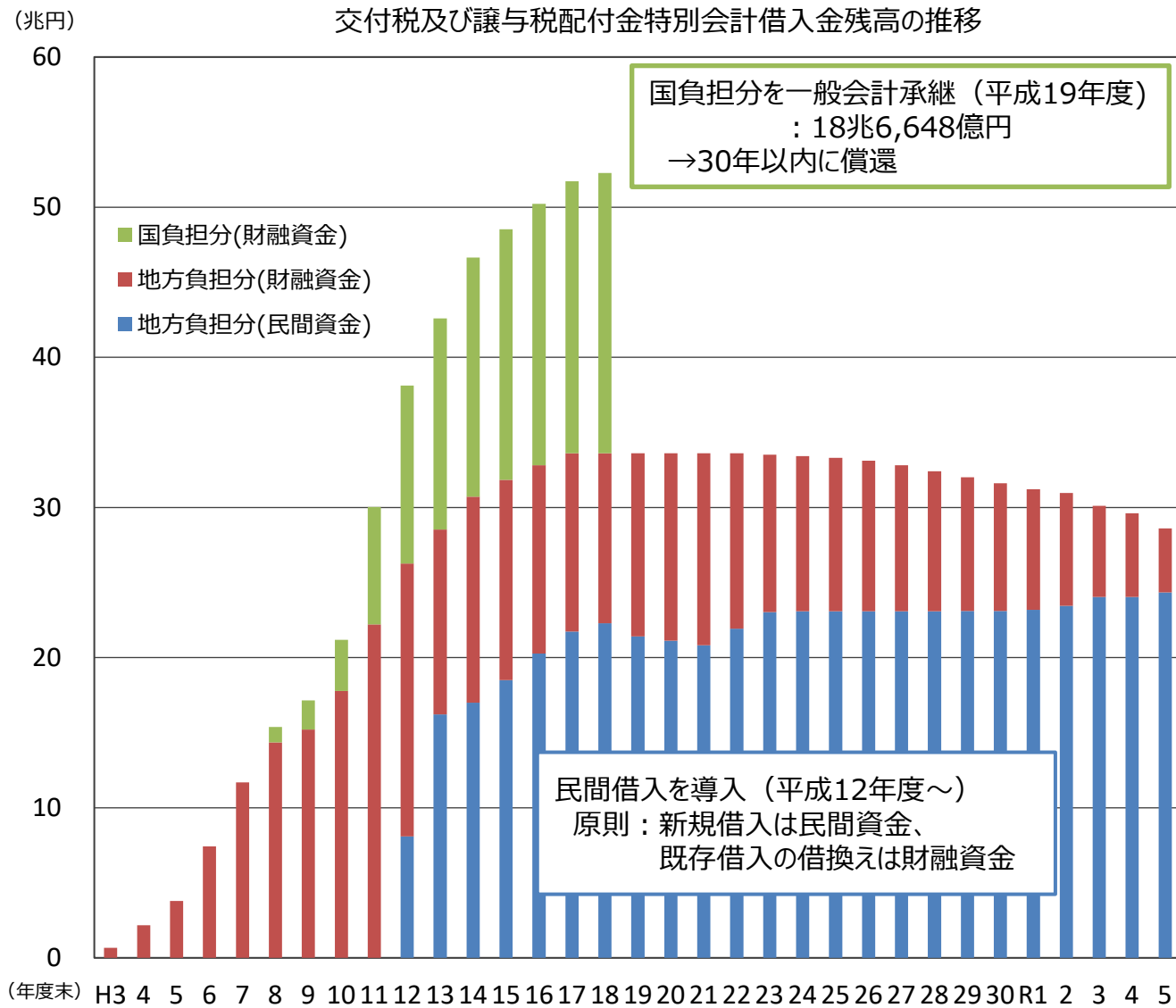
※ 償還額は、全額財政融資資金の返済に充当。令和元年度以降は、一部を財政融資資金から民間資金に借換え。

＜今後の償還計画＞

年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11～R35 (25年間)						R36	合計
年間償還額	5,000	6,000	7,000	8,000	9,000	10,000						1,123	286,123

I. 交付税及び譲与税配付金特別会計に対する年度越し短期貸付について②

3. 推移



交付税及び譲与税配付金特別会計

令和5年度末借入金残高：28兆6,123億円

うち財政融資資金
令和5年度末残高：4兆2,669億円

うち民間資金
令和5年度末残高：24兆3,454億円

財政融資資金からの一時借入金の借換
令和5年度末残高：5,637億円

令和5年度における
財政融資資金の年度越し短期貸付予定額
(借入金及び一時借入金の借換)：4兆8,305億円

特別会計に関する法律(抄)

(平成19年3月31日法律第23号)
(最終改正:令和5年12月6日法律第83号)

(一時借入金の借換え)

第26条 第15条第4項の規定にかかわらず、交付税特別会計において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、交付税特別会計の負担において、一時借入金の借換えをすることができる。

2(略)

3 第1項の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをしたときから1年内に償還しなければならない。

附 則(平成19年3月31日法律第23号)抄

(交付税特別会計における借入金の特例)

第4条 交付税特別会計において、令和5年度から令和35年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第13条第1項の規定にかかわらず、令和5年度にあつては28兆6,122億9,540万8千円・・・(中略)・・・を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金をすることができる。

年金特別会計に対する年度越し短期貸付について①

1. 経緯

(1) 昭和48年度末累積債務の棚上げ分

昭和48年の健康保険法等の一部改正において、保険給付の改善等が行われた際に、昭和48年度末までに累積した債務については、厚生保険特別会計健康勘定に計上しつつ、保険料で償還せずに一般会計からの繰入れで償還するものとする棚上げ措置を講じた。

※ 診療報酬の引上げ等により保険給付が増加する中、国会情勢により保険料の引き上げが難航し、債務が増加。

＜昭和48年度末債務残高＞ 3,033億円 ※全額資金運用部資金借入金

(2) 昭和59年度末日雇労働者健康保険事業累積債務の棚上げ分

昭和59年の健康保険法等の一部改正において、日雇労働者健康保険が廃止され政府管掌健康保険に統合された際に、昭和59年度末までに累積した日雇労働者健康保険事業の債務については、昭和48年度末累積債務と同様に棚上げ措置を講じた。

※ 被保険者に低所得者が多いことなどに伴い財政が悪化していた。

＜昭和59年度末債務残高＞ 7,848億円 ※全額資金運用部資金借入金

2. 現状

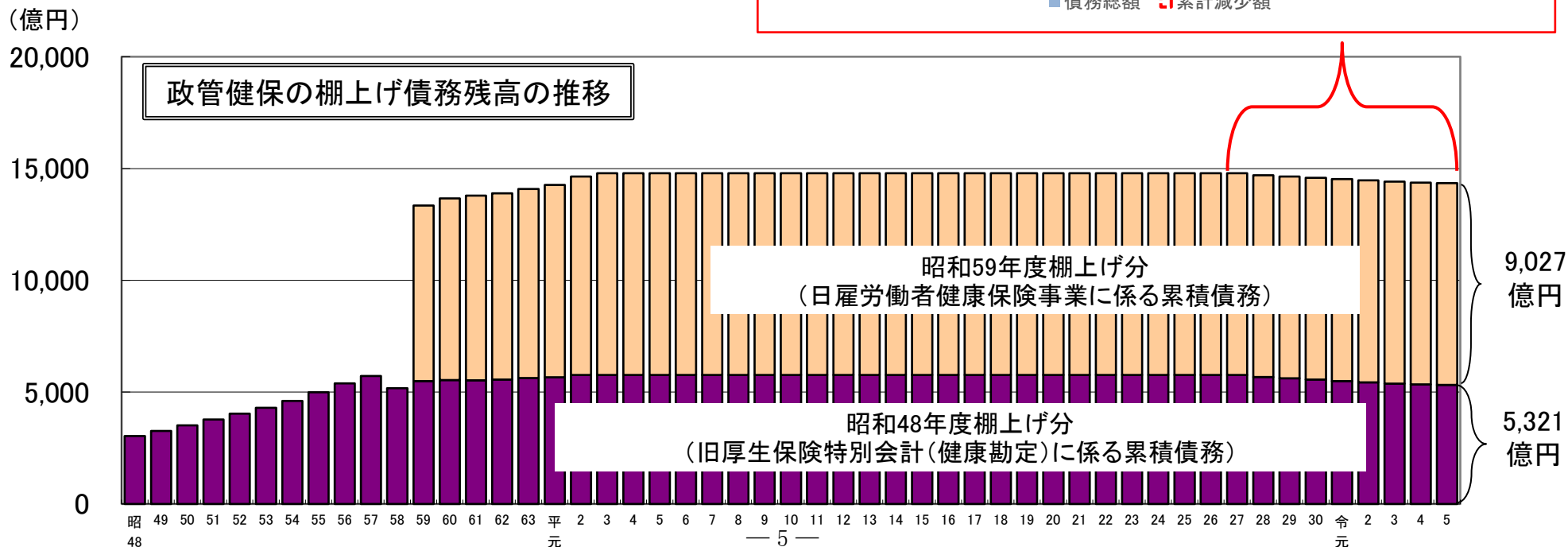
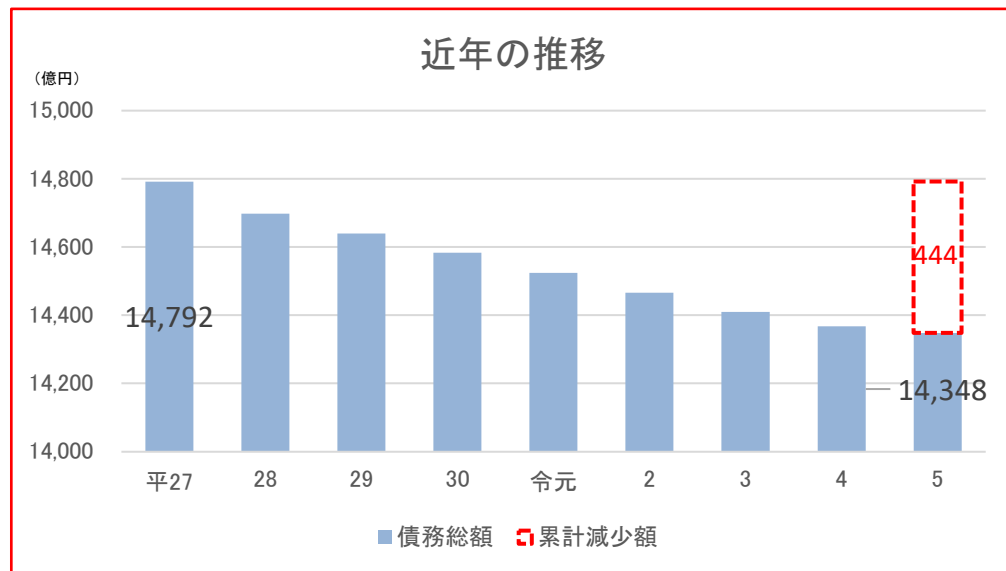
上記の累積債務については、全額一般会計からの繰入により償還することとされているが、一般会計の厳しい財政事情から未だ償還されていない状況であり、財政融資資金からの短期借入金により、これを賄っている。

＜令和5年度末債務残高＞ 14,348億円 ※全額財政融資資金借入金

年金特別会計に対する年度越し短期貸付について②

3. 推移

- 平成4年度以降は、発生利子相当額の全額が一般会計から繰り入れられたため、残高は1兆4,792億円（平成3年度末）のままで推移。
- 平成28年度以降は、年金特別会計の借入金諸費の一部（利払費の不用額）を元本償還に充てており、債務残高は遞減傾向。



特別会計に関する法律(抄)

(平成19年3月31日法律第23号)
(最終改正：令和5年12月6日法律第83号)

附 則 (平成19年3月31日法律第23号) 抄

(健康勘定における借入金の特例)

第30条 当分の間、第13条の規定にかかわらず、健康勘定においては、旧厚生保険特別会計法に基づく厚生保険特別会計の健康勘定・・・(中略)・・・の昭和48年度の末日における借入金、健康保険法等の一部を改正する法律・・・(中略)・・・に基づく厚生保険特別会計の日雇健康勘定の昭和59年度の末日における借入金及び旧健康勘定において生ずる昭和59年改正法附則第18条の規定による廃止前の日雇労働者健康保険法・・・(中略)・・・に基づく日雇労働者健康保険事業に係る損失に相当する額として政令で定めるものに係る債務を弁済するために必要がある場合には、健康勘定の負担において、借入金をすることができる。

(一般会計から健康勘定への繰入れの特例)

第31条 当分の間、第6条の規定にかかわらず、昭和48年度以前に旧健康勘定において生じた損失の額及び旧日雇労働者健康保険法に基づく日雇労働者健康保険事業に係る損失に相当する額として政令で定めるものに対応する借入金の償還並びに当該借入金に係る経費として政令で定めるものの支払の財源に充てるため、予算で定める金額を限り、一般会計から健康勘定に繰り入れることができる。

議案關係說明資料
(2) 議案第2号關係

地方公共団体に係る財政融資資金運用計画の変更(追加)について

令和5年度一般会計予備費使用についての閣議決定(令和6年1月26日、3月1日)等に伴い、地方公共団体が実施する事業にかかる資金の確保のため、令和5年度特別会計予算総則第20条第3項に基づき、地方公共団体に対する財政融資資金の貸付けを1,237億円追加することとする。

【財政融資資金運用計画】

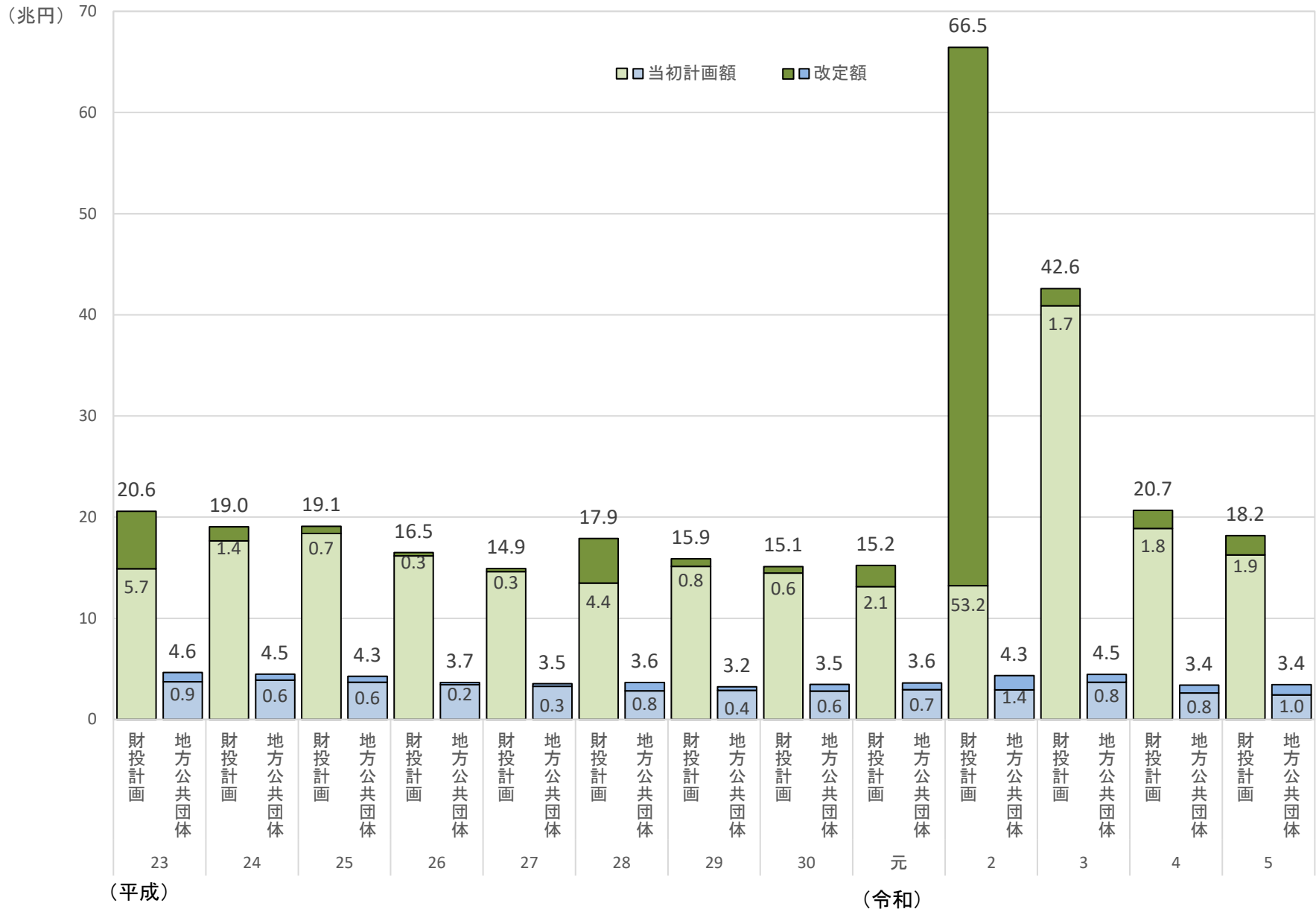
(単位:億円)

機関名	現計画	追加	追加後計画
地方公共団体	33,252	1,237	34,489
食料安定供給特別会計外 21機関	110,891	—	110,891
合計	144,143	1,237	145,380

地方公共団体向け財政融資資金追加額の内訳

事業名	地方債計画追加額	財融資金追加額
災害復旧事業	1,225億円	<u>1,225億円</u>
補正予算債	45億円	<u>12億円</u>
公共事業等	42億円	<u>12億円</u>
一般事業	3億円	0億円
合計	1,270億円	<u>1,237億円</u>

財政投融资計画総額と地方公共団体向け財政融資の推移(改定後計画)



【参照条文】

令和5年度特別会計予算総則(抜粋)

(財政融資資金の長期運用予定額)

第20条 令和5年度における「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」第2条第1項に規定する財政融資資金の長期運用予定額は、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

区 分	長 期 運 用 予 定 額
23 地 方 公 共 団 体	2,423,800,000千円

2 略

3 予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により第1項第4号から第23号までの各号に掲げる区分ごとの長期運用予定額の増額を必要とする特別の事由があるときは、当該各号に定める金額のそれぞれ100分の50に相当する金額の範囲内において、当該長期運用予定額を増額することができる。ただし、当該各号の増額の合計額が当該各号に定める金額の合計額の100分の25に相当する金額を超えてはならない。